

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二〇―二〇―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字南入曾字堂ノ前原五百四十番一外二十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百三・五立方メートル

浸透効果量 〇・〇四七六立方メートル毎秒